

公益社団法人全国大学保健管理協会の事務組織等に関する規則

第1条 この規則は、公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）定款第39条の規定に基づき、協会の事務組織等に関し、必要な事項を定める。

第2条 協会に事務室を置き、事務職員を置く。

2 代表理事は、事務職員のうち、1名を事務長に指名する。

第3条 事務職員は、有報酬とする。

2 事務職員の労働条件、服務その他就業に関する事項は、代表理事が別に定める。

第4条 事務長は、代表理事の命を受け、協会の事務を処理するものとする。

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規則は、平成24年5月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 社団法人全国大学保健管理協会の事務組織に関する会長裁定（平成9年6月1日）は、廃止する。